

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の改定について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「省エネ法」という。）の一部改正により、令和3年4月1日から、オフィスビル等の省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象が拡大されることなどに伴い、山口県では、以下の手数料の一部を改定しました。

- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（以下「省エネ適判」という。）
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料（以下「性能向上計画等認定」という。）
- ・ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（以下「低炭素建築物認定」という。）

## ■ 手数料の改定概要

- ・ 省エネ適判及び性能向上計画等認定 改定後手数料

区分	床面積の合計	改定後手数料		
		省エネ適判 (円)	性能向上計画等認定(適合証の添付なし) (円)	性能向上計画等認定(適合証の添付あり) (円)
非住宅建築物等	モデル建物法基準による判定又は認定に係るものに限る。	~300㎡未満	98,000 (50,000) 〔 20,000 (10,000) 〕	10,000 (5,000)
		300㎡~1,000㎡未満	129,000 (65,000) 〔 29,000 (14,000) 〕	16,000 (9,000)
		1,000㎡~2,000㎡未満	170,000 (86,000) 〔 40,000 (21,000) 〕	27,000 (14,000)
	モデル建物法基準による判定又は認定に係るものを除く。	~300㎡未満	173,000 (87,000) 〔 22,000 (11,000) 〕	10,000 (5,000)
		300㎡~1,000㎡未満	234,000 (117,000) 〔 31,000 (15,000) 〕	16,000 (9,000)
		1,000㎡~2,000㎡未満	300,000 (151,000) 〔 43,000 (22,000) 〕	27,000 (14,000)

※金額の（ ）内は省エネ法第12条及び第36条の変更並びに軽微変更の金額を示す。

※金額の〔 〕内は省エネ適判における工場等の用途に供する部分の金額を示す。

- ・ 低炭素建築物認定 改定後手数料

区分	床面積の合計	適合証の添付なし (円)	適合証の添付あり (円)
一戸建て住宅	~200㎡未満	39,000 (21,000)	5,000 (3,000)
	200㎡~	47,000 (24,000)	5,000 (3,000)
非住宅建築物等	300㎡~1,000㎡未満	326,000 (163,000) 〔 150,000 (75,000) 〕	16,000 (8,000)
	1,000㎡~2,000㎡未満	402,000 (202,000) 〔 188,000 (95,000) 〕	27,000 (14,000)

※金額の（ ）内は変更認定の金額を示す。

※金額の〔 〕内は工場等の用途に供する部分の金額を示す。

手数料の詳細については、山口県建築指導課のHPをご確認ください。

(省エネ法 関係)

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/shinsa/kshouene2.html> (QR-1)

(都市の低炭素化の促進に関する法律 関係)

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/shinsa/20121206001.html> (QR-2)

↓ QR-1



↓ QR-2



〈お問合せ先〉  
山口県土木建築部建築指導課審査班 TEL 083-933-3839